

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。このとき、3 年間の時限措置として存続することになった課税免除措置は、税制改正において数度の免除期間延長が認められてきたが、令和 6 年 3 月末をもって廃止される状況にあり、観光産業や農林水産業をはじめとする各種産業の経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。

例えば、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油の免税が継続されない場合、本市の冬の観光資源の一つであるスキー場の経営は、スキー人口の減少等による経営環境の悪化に加え、一層厳しいものとなることが予想される。

また、農業用機械、船舶、倉庫で使用するフォークリフトなど、軽油への依存が強い北海道の農林水産業の経営にさらなる負担を強いることになる。

このように、軽油引取税の課税免除特例措置は、地域経済を支える産業にとって、安全かつ安定的に事業を行うために必要不可欠な制度となっている。

よって、国会及び政府においては、軽油引取税の課税免除特例措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年（2023 年）10 月 31 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員